

議案第 30 号

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第
67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 26 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

障害幼児教育相談員及び教育カウンセラーの報酬額を見直すため。

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

障害幼児教育相談員	月額	86,400	7級
教育カウンセラー	月額	106,600	7級

を

」

「

障害幼児教育相談員	月額	88,400	7級
教育カウンセラー	月額	109,100	7級

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。